

鎌 総 第 2 2 6 5 号

令和 5 年 (2023 年) 11 月 24 日

鎌倉市議会議長 様

鎌倉市長 松 尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



事務担当

総務課総務担当 (内線2243)

議会受付番号	文書質問第 8 号
質問者	長嶋竜弘 議員
答弁する者	市長（健康福祉部市民健康課健康づくり担当）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項の規定に基づく文書質問第8号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

国際保健規則（IHR）の改正が行われる。これについてのWHO加盟各国が改正に反対する為の意思表示の期限は12月1日である。

この国際保健規則（IHR）の改正内容について、鎌倉市としてはどのように考えているのか、またこの規則について、日本国内での強制力はあると考えているのか。並びにわが国の意志表示についてどのように把握しているのか伺いたい。

合わせてIHRに連動して行われる、2024年5月に創設予定のパンデミック条約の内容について、鎌倉市としてはどのように考えているのか。またこの条約について、日本国内での強制力はあると考えているのか。並びに、わが国の意志表示についてどのように把握しているのか伺いたい。

2 質問の理由

国際保健規則（IHR）の改正、それに連動するパンデミック条約創設は、今後の国および鎌倉市の公衆衛生における非常に重大な観点の意志表示が問われている。その中でIHR判断期限が12月1日と迫っており、緊急性が極めて高いので質問する。

3 答弁

御質問いただきました内容について、次のとおり回答いたします。

令和5年11月7日、11月14日に開催された記者会見において、厚生労働大臣は次の通り答えています。

基本的に安全性の確保を含めて各国の規制当局により行われている。

国際保健規則の改正やパンデミック条約の議論は現在進行中であり、国民が接種する国内ワクチンの安全性を含めた承認過程に関することについては、まだ議論されていない。

国際保健規則（IHR）及びパンデミック条約の案文や議事録の概要は英文でWHOのホームページに公表されているが、交渉自体は非公開となっており、その詳細については

把握することは難しいが、交渉の経緯や議論の概要等は外務省が特設ページを開設して、情報提供を行っている。今後、厚生労働省のホームページでも公開する予定であり、可能な限り、情報提供に努めていきたい。

詳細な内容について非公開とされており、鎌倉市として詳細を把握をすることができず、本市において、これらについて評価等することはできないと考えています。